

法人税率引下げと中小法人オーナーの インカム・シフティング

八 塩 裕 之*

要 旨

諸外国では近年、法人税率の引下げなどが、中小法人オーナーの節税を誘発したことが知られている。これを踏まえて本稿では、近年の日本の法人税率引下げに注目し、それが同様の節税を誘発した可能性について、簡単な個票データ分析を通して検討する。

キーワード：法人税、所得税、中小法人オーナー、節税、個票データ

1. はじめに

所得課税制度の下では、所得の種類によって税率が異なる。すなわち、法人の所得に法人税、個人所得に所得税が課され、また個人所得でも給与や利子、配当などによって所得税率が異なる。家族経営法人のオーナーは法人の経営者であると同時に株主であり労働者でもあるため、企業活動で稼いだ所得を、税率の低い所得形態に転換して受け取ることで、節税が可能となる。こうした節税はインカム・シフティング (Slemrod, 1995) と呼ばれており、世界中の多くの研究者がその実態を報告してきた (例えば Devereux et al., 2014 ; Harju and Matikka, 2016 など)。とくに近年は世界各国で、グローバル化による法人税率や配当税率などの引下げが進む一方、高齢化で労働所得税率 (社会保険料を含む) が引き上げられている。それが、法人から給与を受け取らず配当受取を増やしたり、法人に所得を留保してしまうといったオーナーの行動変化を誘発したことが知られている (田近・八塩, 2016)。

一方、日本では、分析に使えるデータが限定的なこともあり、その節税実態はエピソード的に語られるものの、データで分析されることは少なかった。しかし日本でも近年、法人税率の引下げと社会保険料率の引上げが断続的に行われ、それがオーナーの節税行動を誘発した可能性がある。これに関して八塩 (2020) は、2009 年の中小法人向けの法人税軽減税率の引下げが及ぼした影響に焦点をあてて、実態分析を行った。しかし日本では 2010 年代以降、さらに法人税率の本則税率が断続的に引き下げられ、それがオーナーの更なる行動変化を誘発した可能性がある。

本稿では次の第 2 節で、近年の日本の税制改正がオーナーの節税インセンティブにどのような変化をもたらしたかについて議論する。その後第 3 節で、2010 年代以降の法人税本則税率の引下げが実

* 京都産業大学経済学部

際にオーナーの節税を誘発したかについて、個票を用いて簡単に検討する。

2. 近年の節税インセンティブの変化について

上述のように、日本では近年、法人税率の引下げと所得税率（社会保険料率含む）の引上げが行われ、それがオーナーの節税インセンティブを大きく変化させた。まずこの点を簡単に説明する。

図1は1996年度以降について、国（法人税）と地方（法人住民税と法人事業税）をすべて合わせた法人実効税率（外形標準課税適用外法人。ただし超過税率は未反映）の推移を示す。日本では資本金1億円以下の法人に対し課税所得800万円まで軽減税率が適用されるため、その推移もあわせて示した。まず軽減税率の推移を説明すると、1990年代末の税率引下げ以降、30%強の水準が続いたが、2009年度に大きく引き下げられた。これによって実効税率は5%近く下がり、約26%になった。その後も若干の引下げ（震災対応の復興増税廃止も含む）が行われ、現在の実効税率は約23%となっている。

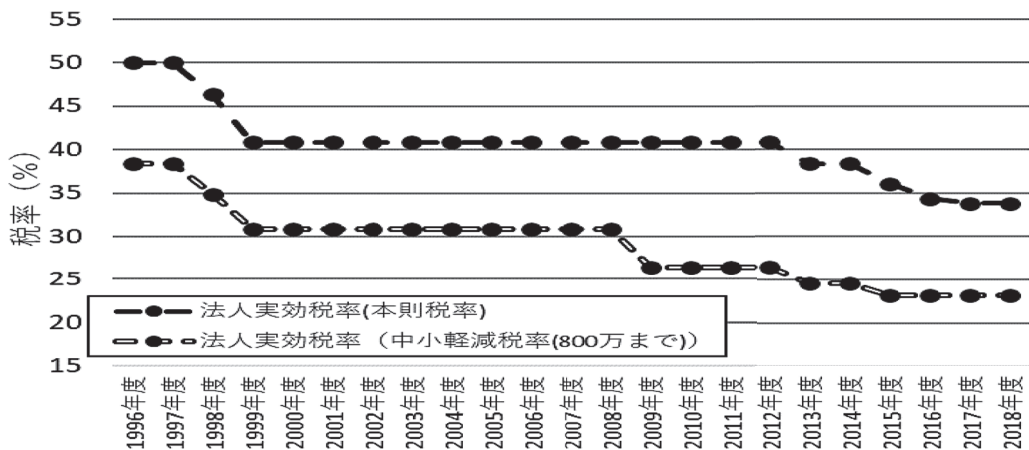


図1 法人実効税率推移（外形標準課税対象外法人）

（出所 財務省HP などより筆者作成）

一方、本則税率は2000年代以降も40%を超えていたが、2010年代にはいつても何度か減税が行われた。最初に減税が行われたのは2013年度であるが、このときは同時に震災復興の財源確保のための復興増税が開始され、実効税率の引下げは2.5%にとどまった。しかし2015年度に復興増税が廃止され、続く2016・17年度にも税率引下げが行われた。その結果、法人実効税率は33.8%（外形標準課税対象外法人）と、5年間で約7%下げられた。

こうした法人税率の引下げは、社会保険料率引上げなどによる労働所得税率引上げとあわせて、オーナーの節税インセンティブを大きく変化させたと考えられる。日本で従来から言われてきたのは、いわゆる「欠損法人問題」である（例えば水野，2006）。すなわち、かつて法人税率は所得税率より高く、多くのオーナーが税率が高い法人税を避けるために企業活動で得た所得をすべて自身の給与で受け

取ってしまう結果¹、法人税を負担しない「欠損法人」が非常に多いことがいわれてきた。しかしこうした制度の構造は上述の法人税率引下げなどで、近年大きく変化した。

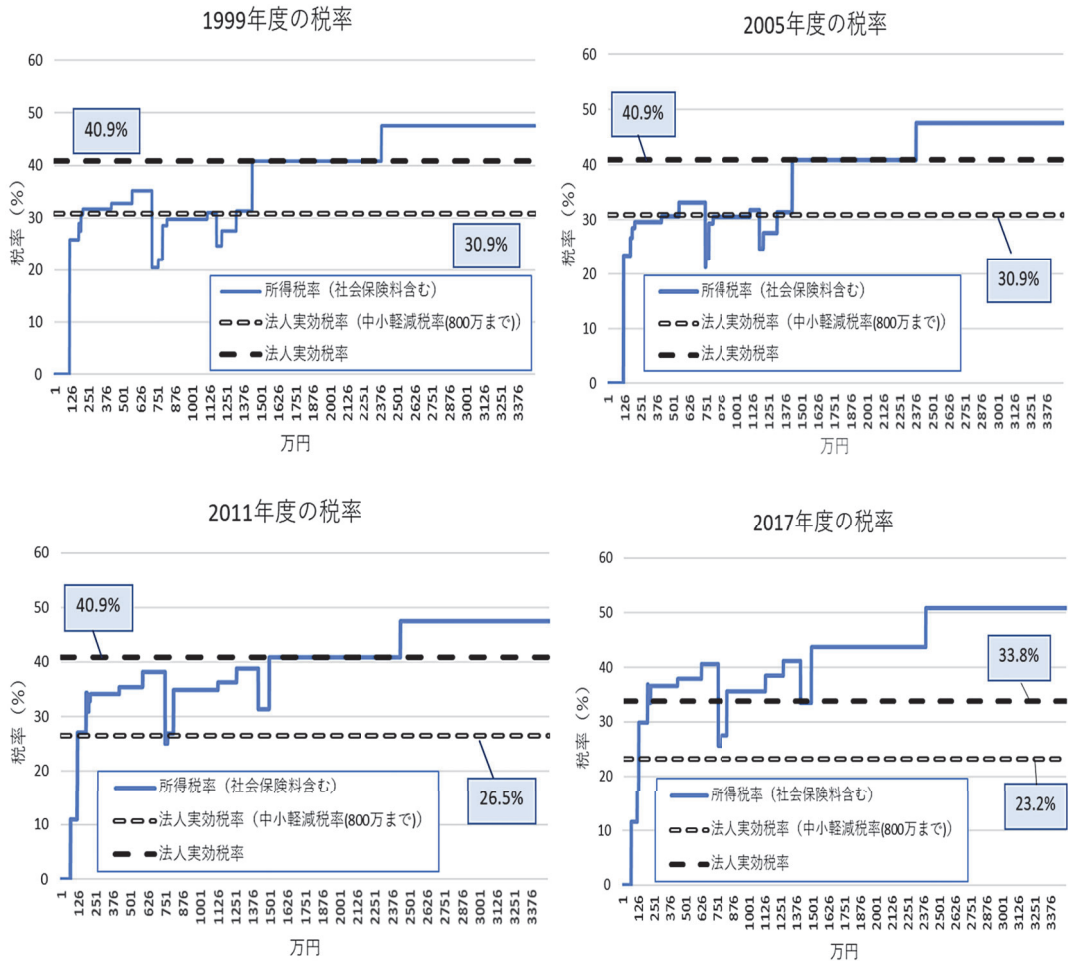


図2 所得税率と法人実効税率の変化
(出所 筆者作成)

この点を図2の4つの図で説明する。図は1999・2005・2011・2017年度について、オーナーが労働の対価として自身の法人から給与を受け取った場合の所得税の限界税率を横軸の給与額に従って示し、それを法人実効税率と比較した²。ただし、ここでいう「所得税」には個人住民税に加えて社会保険料（雇用主負担+本人負担）もすべて含む³。また計算では共働き世帯とすることや扶養家族はいないという前提を置き⁴、社会保険料率には政府管掌健康保険の保険料率を用いた。1999年度以降6年おきに図を示し、その変化を表現した。

4つの図をみると、約20年間で所得税率と法人実効税率の大小関係に明確な変化が生じたことが

わかる。まず 1999 年度と 2005 年度では、所得税率は給与 1400 万円程度まではほぼ法人税の軽減税率と同じ水準であった。上述のように、日本ではかつて法人税率が所得税率よりも高く、法人税負担を避けるために所得を全て給与でとってしまう節税が行われているとされたが、2005 年度ごろまでは制度上、所得税率は中小法人向けの法人実効税率を明確に上回っていない点で、その制度的な構図は続いていたと考えられる。

しかし 2011 年度をみると、その構図は明確に変化した。すなわち 2009 年度の税率引下げで中小法人の法人実効税率は 26.5% に下げられた一方、所得税増税（定率減税の廃止）や毎年の社会保険料率引上げで所得税率が引き上げられた。その結果、大半のオーナーにとっては、軽減税率が適用される 800 万円までは、法人から給与を受け取らず法人に所得を留保したほうが、（所得税・法人税のトータルでみた）税負担を軽減できる状態となった⁵。ただし法人税の本則税率は 40.9% と依然高く、大半のオーナーにとって 800 万円を超えて所得を留保する誘因は生じていなかった。

2017 年度になると、この構図はさらに変化した。先述のように今度は本則税率が 33.8% にまで大きく下げられた一方、所得税率は上昇し続けた。その結果、法人税の本則税率は、大半のオーナーの所得税率を下回る水準となった。すなわち、これ以降は 800 万円という制限が外れ、法人に所得を留保すればするほど税負担を軽減できる状態になった。

もちろん、オーナーが自身の生活資金を確保する必要があるため、法人からの給与受取を極端に減らすことは難しいケースは多いと考えられる。ただし、資金に比較的余裕があるオーナーの場合、受け取る給与を減らし、それを法人に留保するケースが増えた可能性がある。また、これによって銀行借入を減らすなど、資金調達の変化が起きた可能性もある。

3. 法人税の本則税率引下げがオーナーの節税行動に影響を与えた可能性

(1) データについて

次にこうした税制の変化が実際にオーナーの行動に影響を与えた可能性について、個票データで簡単に検討する。八塩（2020）は 2009 年の法人税の中小法人向け軽減税率引下げがもたらした影響を中心に分析したが、本稿ではその後の本則税率引下げが与えた影響に絞って分析する。

まずデータを説明すると、用いたのは 1998 年度から 2018 年度まで 21 年間の財務省「法人企業統計年報」（以下、「法企」とよぶ）の個票データである。法企は国内営利法人を対象とし、各法人の貸借対照表や損益計算書の項目に加えて、役員数や従業員数、付加価値の分配状況などの項目をもつ。税の分析に本来必要な税務の項目をもたないという問題があるが、日本では節税が起きやすい零細法人の個票データをまとまって入手することが難しく、本稿ではこのデータを用いる。ただしデータに様々な制約があり、分析対象法人を限定せざるを得なかった（詳細の説明は本稿では省略するが、八塩（2020）を参照のこと）。具体的には資本金 1000 万円以下、社員数が 5 人以上、利益剰余金がゼロ以上の法人を分析対象とした。

(2) 分析

まず、法企の各法人について以下のように、「企業所得」を計算する。

$$\text{企業所得} = \text{「税引き前当期純利益」} + \text{「役員給与」} \quad \text{①}$$

①で「」で囲った項目は法企の記載項目である。①の左辺の企業所得は個人自営業者の場合は事業所得としてこれを納税申告するが、法人の場合はオーナーがこれを法人の「税引き前当期純利益」（以下では「税前利益」と書く）と自身の「役員給与」に分割する（右辺）。税前利益には法人税、役員給与には所得税が課されるため、①の分割に税が影響を与えることが想定される。ただし、法企の「役員給与」は全役員に対し分配した役員給与総額であり、オーナー個人が受け取った給与ではない。ただし役員数は約20年間で大きく変化していないため、本稿ではこの点は触れないこととする。

以下では、①の分割に2013年度以降の法人税本則税率引下げが影響を与えたかどうかを簡単に検討する。本則税率は法人の課税所得800万円以上に適用されるため、少なくとも企業所得が800万円以上の法人が分析対象となる。ただしオーナーが生活資金のための役員給与を得ることを考えると、企業所得がより大きな法人のほうがその影響を受けやすいといえる。以下では、企業所得が1500万円（2011年基準の実質値）以上の法人を分析対象とした。

具体的には対象の法人について②を計算し、そのカーネル密度推定を行った。

$$\text{企業所得に対する税前利益比率} = \frac{\text{税前利益}}{\text{企業所得}} \quad \text{②}$$

その際、財務省がインターネットで公表する法企の集計表における業種・資本金階級ごとの法人数を、個票の業種・資本金階級ごとのサンプル数で割って計算したウェイトを反映させた。図の簡素化のため、3年間で法人を集約したうえで4期間、すなわち1998～2000、2004～2006、2010～2012、2016～2018の分析を行った。2013年度から始まった本則税率引下げは2016年度でほぼ一区切りとなり⁶、先の図2の2017年度で示したように、2016～2018では所得税率が本則税率を明確に上回る状況となった。したがって減税がオーナーの行動に影響を与えたとすれば、2016～2018の分布が変化することが想定される。

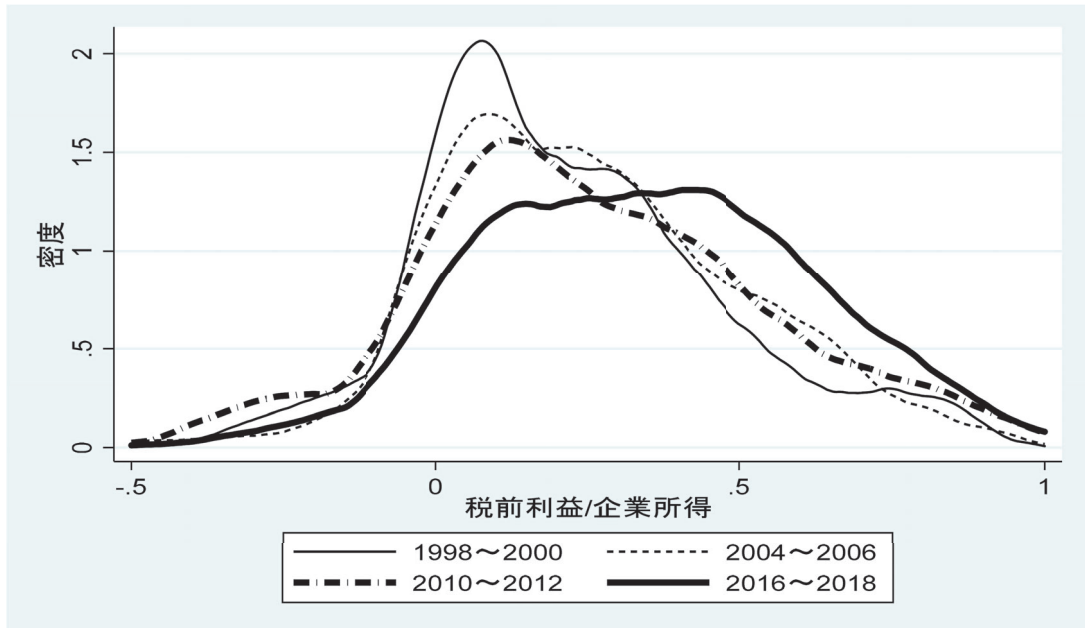


図3 企業所得に対する税前提利益比率のカーネル密度推定
(出所 筆者作成)

結果は図3で示した。図によると、2016～2018の分布は大きく右にずれていることがわかる。すなわち、2016～2018の密度分布は0.25ぐらいまでの部分で減った一方、0.4あたりより右側では分布がかなり厚くなっている。すなわち、2016～2018ではそれだけ企業所得に対して多くの比率を税前提利益に計上する法人が増えたことを示す。これは、本則税率引下げがオーナーの行動変化を誘発したという仮説と整合的である。

もちろん、図3は企業所得の水準などをコントロールしてはず、また分布変化は減税とは無関係の要因で引き起こされた可能性もある。ただ上述のように、オーナーの節税誘因が大きく変化した2016～2018に、分布が大きく移動するという事実は興味深いものといえる。今後、さらなる分析が必要である。

注

- 1 給与に適用される給与所得控除が寛大であることが、所得税率を下げる原因とされた。
- 2 実際には法人に土地を貸し付けて地代を受け取るケースや配当分配など、オーナーは給与以外の手段でも所得を受け取ることができる。ただし配当については、日本では事実上の二重課税（部分的な配当税額控除は適用されるが）が課されており、統計によると中小法人オーナーはほとんど配当を受け取っていない。
- 3 社会保険料率は雇用主と本人で折半するが、オーナーにとってその区別は不要である。
- 4 また、賞与はゼロという仮定を置いた。法人からある一定額をオーナーが受け取る場合、それを給与と賞与でわけるのはなく全額給与でうけとったほうが有利である。実際、データによるとオーナーはほとんど賞

与を受け取っていない。

- 5 少なくとも法人の運転資金については法人に留保すべきということになる。
- 6 2017年度の税率引下げは実効税率を0.5%引き下げた。

参考文献

水野勝『税制改正五十年 ー回顧と展望ー』財団法人大蔵財務協会, 2006年.

田近栄治・八塩裕之「中小企業課税の新展開ー資本と労働間の所得移転にどう対応すべきかー」『フィナンシャル・レビュー』, 2016, 第127号, pp.7-30.

八塩裕之「税制が中小法人オーナーの節税行動に与える影響 ー法人企業統計個票を用いた分析ー」証券税制研究会編『企業税制をめぐる最近の展開』, 2020, 第二章

Devereux, M., L. Liu and S. Loretz "The Elasticity of Corporate Taxable Income: New Evidence from UK Tax Records?" *American Economic Journal: Economic Policy*, 2014, vol6 (2), pp 19-53.

Harju, J. and T. Matikka "Business Owners and Income Shifting: Evidence from Finland," *Small Business Economics*, 2016, vol (46), pp.115-136.

Slemrod, J. "Income Creation or Income Shifting? Behavioral Responses to the Tax Reform Act of 1986," *American Economic Review*, 1995, vol 8 (52), pp.175-180.

Corporate Tax Cuts and Income Shifting by SME Owners

Hiroyuki YASHIO

Abstract

It is well known that in recent years, corporate income tax cuts in other countries have induced tax savings by owners of small and medium-sized enterprises (SMEs). This paper focuses on Japan's recent corporate income tax cuts and examines the possibility that they have triggered similar tax savings by SME owners through simple data analyses.

Keywords : corporate income tax, personal income tax, SME owners, tax savings, individual data